

中国デジタル人民元構想の論点整理 —想定される影響と今後の注目点—

2020/11

三井物産戦略研究所
国際情報部アジア・中国・大洋州室
八ツ井琢磨

Summary

- 中国は世界の主要国に先駆けて中央銀行デジタル通貨（CBDC）（＝デジタル人民元）の発行を計画しており、北京冬季五輪が開幕する2022年2月を一つの目途に、地域限定的な試験利用が進む見込み。ただしデジタル人民元導入で短期的に中国のリテール決済動向が大きく変わるとの見方は多くない。
- デジタル人民元は、制度設計次第では、中国のモバイル決済市場の競争構造や民間決済会社の収益構造を変化させ得る。国家主導の経済体制の中国では民間決済会社に不利な制度設計となる可能性もある。
- デジタル人民元が技術的課題を克服し、決済の安全性・利便性向上や金融包摂に有用と認められれば、中国モデルのCBDCがリープフロッグ（蛙飛び）的に他の新興国に普及する可能性も想定される。

中国は世界の主要国に先駆けて中央銀行デジタル通貨（CBDC）（＝デジタル人民元）の発行を計画し、広東省深圳市など4都市と北京冬季五輪の会場予定地で実証実験を進めている。本稿は、①中国人民銀行（中央銀行）当局者の論文や講演に基づき、デジタル人民元の基本的な特徴や仕組み、想定される発行目的やその背景を整理すること、②現地専門家の論評や現地ヒアリングに基づき¹、デジタル人民元導入で想定される影響を初歩的に分析すること—を通じ、「デジタル人民元とは何か」を考える一つの視座を示すことを目的とする。

1. デジタル人民元の特徴・仕組みと最近の動き

(1) これまでの経緯と最近の動き

人民銀は2014年にデジタル通貨の研究を開始し、2017年に「デジタル通貨研究所」を設立した。その後、2019年6月に米フェイスブックがデジタル通貨「リブラ」の構想を公表し、同年夏ごろから人民銀当局者がデジタル人民元について積極的に対外発信し始めたことで、注目度が高まった。2020年5月には、易網人民銀総裁が「（デジタル人民元発行の）正式な時間表はない」としながらも、深圳、蘇州、雄安、成都の4都市と北京冬季五輪の会場予定地で実証実験を行っていることを確認した²。人民銀と大手国有商業銀行が

¹ 三井物産戦略研究所は2020年8月、三井物産（中国）戦略企画部経済研究チームと共同で、北京、上海、香港において、中国シンクタンク（政府系と民間の各1社）、中国ジャーナリスト1名、現地の日系金融機関3社、日系シンクタンク1社の計7社（人）の有識者を対象にヒアリング調査（対面またはオンライン形式）を実施した。

² 深圳市では2020年10月12～18日に、市民5万人に対し1人200元（総額1,000万元＝約1.6億円）のデジタル人民元を無償配布し、計3,389店舗で利用できるようにする実証実験を行った。

中心となり、インターネットサービス大手が協力し、さまざまな形の利用を想定した実証実験が進んでいるようである³。

(2) 基本的な仕組みと特徴

デジタル人民元はCBDCの中で「リテール型」に分類される（図表1）⁴。人民銀はデジタル人民元発行計画の詳細を明らかにしていないが、人民銀当局者の論文や講演など⁵に基づくと、いくつかの基本的な特徴と仕組みが判明している（図表2）。本稿では、主な先行研究を踏まえ⁶、範一飛副総裁の直近（2020年9月発表）の論文で新たに判明した内容を中心に整理する⁷。

図表1 デジタル通貨の分類と代表例

	発行主体	
	民間	中央銀行
リテール型 （広く一般向け）	アリペイ、ウィーチャットペイ、Suica、リブラ	デジタル人民元、eクロナ、バコン（カンボジア）
ホールセール型 （金融機関向け）	JPMコイン （JPMorgan・チェース）	プロジェクトStella （日銀・ECBの共同研究）

注：研究中・計画中を含む

出所：日本銀行の資料等を参考に三井物産戦略研究所作成

図表2 デジタル人民元の基本的な特徴と仕組み

法定通貨	使用可能な環境で受け取り拒否できず
デジタル形式	電子ウォレットを通じて利用
リテール型	現金の代替として小口決済に使用
二層構造の運営体制	人民銀が商業銀行などを通じて市中に流通
管理可能な匿名性	人民銀以外には取引データを匿名にできる
預金口座に緩く紐付け	預金口座を通さずに支払い可能
付利なし	預金からの資金流出抑制

出所：人民銀当局者の論文や講演を基に三井物産戦略研究所作成

範副総裁の論文では、「二層構造の運営体制」がより明確に定義された。それによると高い資本・技術力を持つ商業銀行が「指定運営機構」として、顧客のために電子ウォレット（財布）を開設し、デジタル人民元の兌換を行うとした。さらに「指定運営機構」は「他の商業銀行および関連機関」と協力し、決済

³ 2020年6月に配車アプリ「滴滴出行」、同年9月にネット通販「京東集団（JD.com）」の傘下企業が人民銀デジタル通貨研究所との提携を公表したほか、出前アプリ「美团」なども実証実験に関与していると報じられている。

⁴ デジタル通貨の分類は日本銀行の資料等を参考にした。日本銀行「決済の未来フォーラム 中銀デジタル通貨と決済システムの将来像」、2020年2月、2ページ。

⁵ 本稿では、文書で確認可能な人民銀の資料として、主に①人民銀デジタル通貨検討会のプレスリリース（2016年）、②範一飛副総裁の論文（2018年）、③人民銀デジタル通貨研究所の狄剛副所長の論文（同）、④同研究所の穆長春所長（当時は支払決済局副局長）の講演（2019年8月）、⑤範副総裁の論文（2020年9月）を利用する。

⁶ 関根栄一（2020）「中国人民銀行が進める「デジタル人民元」発行計画の概要と展望」『野村資本市場クォーターリー』、2020年夏号； 関志雄「中央銀行デジタル通貨の発行を目指す中国—予想されるマクロ面での影響—」、2019年12月27日； 中島真志『仮想通貨vs.中央銀行「デジタル通貨」の次なる覇者』新潮社、2020年、第7章。

⁷ 範一飛「关于数字人民币M0定位的政策含義分析」、2020年9月。

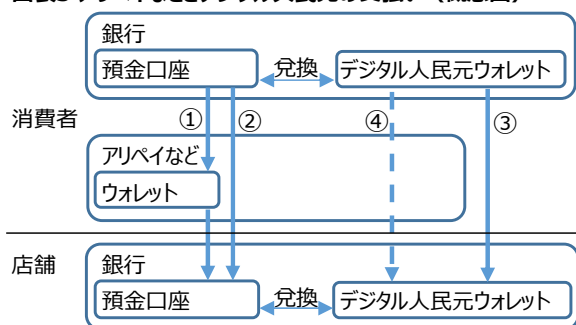
https://www.financialnews.com.cn/pl/zj/202009/t20200915_200890.html（2020年10月27日アクセス。アクセス日は以下同じ）

商品の設計、イノベーションや市場開拓、システム開発、業務処理、保守などのサービスを担うとした⁸。大手国有商銀が、電子ウォレット開設やデジタル人民元の兌換などの中核業務を担うほか、民間決済会社などと提携して決済サービスを提供する形が想定されているもようである。

また範副総裁の論文では、「人民銀と指定運営機構はウォレットのプラットフォームを共同開発すると同時に、（指定運営機構は）それぞれ各自の視覚的な識別や機能の特色を実現する」とした。デジタル通貨研究所の穆長春所長も2019年8月の講演で「数社の指定運営機構が異なる技術路線で開発する。良い路線が最終的に市場に受け入れられ、競争に勝つ」と述べており、複数の大手国有商銀が競い合うことでイノベーションを生む効果を期待していると考えられる。

デジタル人民元決済と民間電子決済の違いについて、穆所長は「一般大衆にとって（両者の）境界は曖昧だ」と述べており、基本的な支払い機能は民間決済大手「アリペイ」などのQRコード決済と似たものになる見通しである。ただしデジタル人民元は、預金口座とは別の電子ウォレットで管理することになるため、アリペイなどとは異なる支払いの流れが想定される（図表3）。アリペイなどが預金口座に紐付けて支払うのに対し（①と②）⁹、デジタル人民元は預金口座の資金をいったん兌換した上で支払うことになる（③）。なお、アリペイなどを通じたデジタル人民元決済（④）が可能になるかは、重要な論点の一つである（後述）。

図表3 アリペイなどとデジタル人民元の支払い（概念図）



注：矢印はお金の流れ
出所：三井物産戦略研究所作成

2. 想定される発行目的とその背景

人民銀当局者の論文や講演では、デジタル人民元発行の目的（利点）に関して直接・間接的にさまざまな点が指摘されている（図表4）。国内的な観点からは、リテール型CBDC発行の一般的な利点と考えられる決済の効率性・安全性（現金管理コスト削減を含む）や金融包摂に加え、金融犯罪（資金洗浄、テロ資金供与、脱税）の対策、民間電子決済よりも高い匿名性、モバイル決済市場の寡占化への対応、金融政策への活用が含まれる。このうち「犯罪対策」と「高い匿名性」は「管理可能な匿名性（＝人民銀以外に対しては取引データを匿名にできる）」に基づくものである¹⁰。また国際的な観点からは「通貨主権の擁護」や「人民元の国際化」に言及している。

⁸ 従来の説明では「人民銀（＝第一層）が、銀行または他の運営機構（＝第二層）に対して、デジタル人民元の兌換を行い、これらの機構が公衆に対して兌換を行う」と説明するとともに、第二層の「銀行」と「他の運営機構」の関係が不明確だった。穆長春「掲開央行数字貨幣的面紗」、2019年8月。

⁹ アリペイなどの基本的な支払いは、①預金口座の資金をいったんウォレットに移した上で支払い、②紐付けた預金口座から引き落とす形で支払いに分けられる。

¹⁰ 範副総裁の2020年の論文は「管理可能な匿名性」について、「人民銀は全てのデータを把握し、ビッグデータや人工知能（AI）などの技術を利用して取引データと資金の流れを分析でき、違法犯罪行為を防ぐ」としている。

図表4 デジタル人民元の発行目的（利点）に関連する直接・間接的言及

	国内的な観点						国際的な観点	
	効率/安全	金融包摂	犯罪対策	高い匿名性	寡占対応	金融政策	通貨主権	元の国際化
人民銀プレス（2016年）	○	○	○					
範副総裁の論文（2018年）	○	○	○	○		○	○	○
狄副所長の論文（2018年）	○	○		○	○			
穆所長の講演（2019年）	○	○	○	○		○	○	○
範副総裁の論文（2020年）	○	○	○	○	○	○	○	

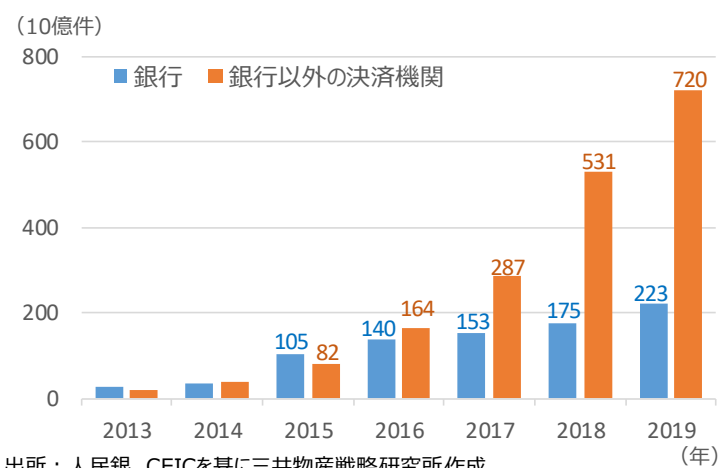
出所：図表内の文書5件を基に三井物産戦略研究所作成

国内的な観点からのデジタル人民元の発行目的（利点）は、中国リテール決済市場に関連する以下の現状と課題に対応するものと整理できる。

第1に、中国ではモバイル決済の普及で日常的に現金を使う機会が低下する一方、現金流通量は増え続けており、現金が不透明な資金のやり取りに利用されるケースも少なくないとされる。中国の現金流通量は2019年末で前年末比5.4%増の7.7兆元となり、対名目GDP比（7.8%）こそ低下傾向だが、絶対額は増え続けている。人民銀は、大口現金利用の監視を強めると同時に¹¹、人民銀が取引を把握できるデジタル人民元を普及させ、違法な資金流出を含む犯罪対策を強化する狙いがあると考えられる（図表4の「犯罪対策」に対応）。

第2に、中国のモバイル決済市場は民間決済大手のアリペイとウィーチャットペイの寡占構造にある。銀行と銀行以外の決済会社の電子決済取り扱いを比較すると、金額ベースでは企業向け大口決済や送金、給与支払いなどを扱う銀行が銀行以外を大きく上回る一方、件数ベースでは小口モバイル決済の急増で銀行以外が銀行を上回っている（図表5）¹²。モバイル決済のシェアはアリペイが55.4%、ウィーチャットペイなどテンセント系が38.5%を占める（図表6）¹³。経営破綻の可能性が皆無でない民間2社による寡占構造は、

図表5 中国の電子決済件数



図表6 中国モバイル決済シェア（2020年Q2）

決済サービス会社	シェア
アリペイ	55.4%
テンセント系（ウィーチャットペイなど）	38.5%
その他（京東金融、蘇寧支付など）	6.1%

注：銀行以外の「第三者決済」が対象

出所：「易観」を基に三井物産戦略研究所作成

¹¹ 人民銀は2020年6月、10万元（約150万円）以上の現金を引き出す場合などに当局への報告を義務付ける措置を河北省など3地域で試験導入すると通達した。

¹² 関根栄一（2019）「中国の第三者決済分野の政策的枠組みと市場動向～モバイル決済分野を中心に～」『月刊資本市場』、2019年4月（No. 404）、8ページ。

¹³ 中国調査会社「易観」による2020年第2四半期実績。

決済の安全性が損なわれる事態にもつながりかねない。人民銀は民間決済会社への規制強化に加え¹⁴、デジタル人民元を決済システムのバックストップ（安全策）と位置付けている可能性がある（図表4の「効率/安全」「寡占対応」に対応）。

第3に、中国では農村部を中心に銀行を利用できない人々が少なくない。中国の銀行ネットワークの地理的なカバー率は2018年末で96.3%、銀行などで決済用口座を持つ成人人口比率は2018年で88.6%に達した¹⁵。一方、国連人口推計（2019年版）に基づく18歳以上の人口（2015年で11.0億人）で単純計算すると、1.2億人が口座を持っていない計算となる¹⁶。人民銀は、こうした人々に金融サービスを提供する手段の一つとして、デジタル人民元を活用することを想定しているとみられる（図表4の「金融包摂」に対応）¹⁷。

3. 決済サービス利用者・提供者への想定される影響

デジタル人民元が正式導入された場合に、決済サービスの利用者（消費者、店舗）や提供者（大手国有商銀、民間決済会社）にどのような影響が生じるかについて、現地専門家の論文や現地ヒアリングを踏まえて、関連する論点を整理する。

（1）消費者、店舗への影響

消費者（代金の払い手）にとっては、決済手数料は店側の負担であり、アリペイなどは支払い機能以外の利便性も高いことから、「消費者側にデジタル人民元を求める強いニーズはない」（中国ジャーナリスト）。デジタル人民元ウォレットが試験利用されている大手国有商銀では、デジタル人民元を利用して行員同士で送金し合ったり、行内の食堂や売店で使用できたりするもようだが、「『アリペイ、ウィーチャットペイで十分』とのことで、ほとんど使っていないと聞いている」（中国民間シンクタンク）。範副総裁の論文などでは、デジタル人民元が①法定通貨としての信用力と強制的な通用力、②管理可能な匿名性、③預金口座への緩やかな紐付け—などの点で民間電子決済と異なると説明するが、これらは消費者にデジタル人民元の使用を促す動機付けにはなりにくい¹⁸。デジタル人民元にオフライン決済機能が搭載されれば、消費者にとっては、通常時に一時的に通信網が利用できなくなった場合（例：通信費の払い忘れ）や、災害時に通信網が寸断された場合などに利用できるメリットが想定されるが、技術面の課題を指摘する見方

¹⁴ 人民銀は2019年1月、顧客の入金額の100%を準備金として預け入れることを民間決済会社に義務付けた。

¹⁵ 中国人民銀行「中国普惠金融指標分析報告（2018年）」。https://finance.sina.com.cn/money/bank/bank_hydt/2019-10-21/doc-iicezuev3745583.shtml

¹⁶ 世界銀行によると、中国で金融機関の口座を保有していない人口は2017年で2.25億人。International Bank for Reconstruction and Development/The World Bank, “The Global Findex Database 2017” (2018), p. 35. <https://globalfindex.worldbank.org/>

¹⁷ 金融包摂をめぐるのは、金融（銀行）サービスが利用できない層への対応に加え、携帯電話、インターネットを使えない層への対応が焦点となっている。後者については、デジタル人民元を何らかのカードにチャージして受け払いできる仕組みなどが検討されているもよう。関根栄一（2020）、前掲論文、191-192ページ。

¹⁸ 金融サービスが行き届いていない農村部などの消費者にとっては、デジタル人民元が普及すれば、現金に代わる新たな決済手段となり得る。ただしデジタル人民元は当面、実証実験を行っている5都市などでの地域限定的な試験利用にとどまるとの見方が多い。金融包摂の前提となる全国的な普及には相当な時間が掛かることが想定される。

もある¹⁹。

店舗（代金の受け手）にとっては、デジタル人民元は法定通貨として受け渡しを行った瞬間に決済完了性（ファイナリティ）が得られ、資金回収期間が短縮されるメリットが想定される。一方、決済手数料の有無については、一致した見方はないようである²⁰。範副総裁の論文では「商業銀行はデジタル人民元の兌換に関して個人顧客からサービス費を徴収しない」としているが、決済手数料に関しては明確にしていない。仮にデジタル人民元の決済手数料が無料となれば、店舗にとっては、顧客の支払いをデジタル人民元に誘導する動機付けとなる可能性がある。ただしアリペイなどは決済手数料が既に安く²¹、低利の小口融資などの決済以外の金融サービスも手掛けていることから、店舗によるデジタル人民元の使用意欲はさほど高まらない可能性もある。

（2）大手国有商銀、民間決済会社への影響

大手国有商銀にとっては、「指定運営機構」としてウォレット開設やデジタル人民元の兌換を担うことで、アリペイ、ウィーチャットペイが圧倒的な市場支配力を持つモバイル決済で消費者との接点を増やし、自らの銀行サービスに誘導するメリットが想定される。大手国有商銀は、消費者と店舗をつなぐインターネットサービス大手（後述の「プラットフォーマー」）や飲食チェーンなどとの提携を通じ、デジタル人民元が利用できる店舗やサービスを増やしていくことが想定される。ただしアリペイなどは、決済ネットワーク拡大の初期段階で、巨費を投じて消費者や店舗を開拓した経緯があり、「強制するのでなければデジタル人民元も同じ努力が必要」（中国民間シンクタンク）。デジタル人民元の決済手数料が無料となれば使用店舗の開拓に有利だが、商業ベースで実現するとは考えにくい。このためデジタル人民元という公共財の提供を担う大手国有商銀に対し、人民銀がどういった形で、どの程度の関連コストを負担するかが、デジタル人民元の普及に影響する要因の一つになると考えられる²²。

アリペイ、ウィーチャットペイにとっては、決済手数料の有無に加え、両社の決済サービスでデジタル人民元の支払いが可能になるかどうかで、影響は大きく異なると想定される²³。仮にアリペイなどでのデジ

¹⁹ 中国銀行の王永利元副総裁は「過払いリスクが容易に出るため、一般的に小額の授受のみに使用できるもので、過度に強調すべきでない」と指摘する。王永利「央行数字貨幣只是人民幣現金的数字化」、2020年4月。

<https://finance.sina.com.cn/blockchain/roll/2020-04-23/doc-iirczymi7867059.shtml>

²⁰ 現地でも「デジタル人民元の手数料がどの程度になるかは政府の方針次第」（中国民間シンクタンク）といった認識にとどまるようである。

²¹ アリペイを運営するアントグループの上場目論見書によると、アリペイの決済手数料率は2017～19年で平均0.05%。孫元捷「アリババ系アント、香港・上海で同時上場へ～フィンテック最大手のビジネスモデルを解説」『MUFJ BK China Weekly』、2020年9月30日、5-6ページ。またウィーチャットペイのウェブサイトによると、同社の決済手数料率は0.0～1.0%。https://pay.weixin.qq.com/static/protocol/partner_fee.shtml

²² 範副総裁の論文は、デジタル人民元を公共財と位置付けた上、「参加する各主体の積極性を十分に高め、持続可能な運営を実現するために、現行の紙幣発行に関連する制度を参考に、発行費用を抛出し、合理的・有効なインセンティブ・メカニズムを構築する」と言及し、人民銀が関連コストを負担することを示唆している。

²³ 穆所長は2020年10月の講演で、「デジタル人民元発行後もウィーチャットやアリペイで支払いができる。ウォレットの中身にデジタル人民元が加わるだけである」と述べ、アリペイなどでデジタル人民元の支払いが可能になることを示唆している。また「テンセントとアントグループのそれぞれの商業銀行も運営機構に属するため、デジタル人民元との競争関係は存在しない」と述べ、両社傘下の商業銀行も「指定運営機構」となることを示唆している。ただし詳細は不明である。段思宇、

タル人民元の支払いが可能になった場合（図表3の④）、モバイル決済市場における2社寡占が維持される可能性が高まる。ただしデジタル人民元の決済手数料が無料となれば、図表3の①や②から④に決済がシフトすることが想定され、手数料収入の減少要因となる。また「管理可能な匿名性」の特徴から、①や②と比べて④は決済データ利用が制限される可能性がある。一方、仮に両社のモバイル決済でデジタル人民元が使用できず、人民銀がデジタル人民元を政策的に後押しするならば、両社の決済サービスとデジタル人民元決済は競合関係となる可能性もある。

アリババ、テンセント以外のプラットフォーマー（例：配車アプリ「滴滴出行」、ネット通販「京東集団（JD.com）」、出前アプリ「美团」）にとっては、デジタル人民元は新たな決済サービスの選択肢となり得る。京東集団などは自社で決済サービスを展開しているが、2社寡占の下で、わずかなシェアを持つにとどまる。自社のサービスを利用する消費者がアリペイなどで決済をすれば、重要な経営資源である決済データを競合他社に渡していることになる。このため「データ保護の観点からアリペイなどを使いたくないプラットフォーマーは、より中立的なデジタル人民元による決済を消費者に勧めようとする可能性がある」（中国ジャーナリスト）。こうしたプラットフォーマーは、デジタル人民元構想に積極的に関与することが想定される。

4. 金融政策にかかわる議論

デジタル人民元導入による金融政策への影響について、範副総裁の論文は「商業銀行がデジタル人民元を提供することで、商業銀行への資金回収の速度と効率を上げることができ、（中略）金融政策の伝達により直接的・高効率なルートを提供する」と言及している。ただしデジタル人民元は現金の代替として金利を付けない前提となっているほか、将来的に金融政策の一環で金利を付けるとしても、CBDCへの付利という政策ツールが効果を持つためにはCBDCが広く普及していることが前提となるため²⁴、当面はデジタル人民元と金融政策とは直接関係はないと考えられる。ただし人民銀は、将来的な金融政策への活用について、さまざまな可能性を模索しているようである²⁵。

周艾琳「央行詳解数字人民幣：和微信、支付宝什麼關係」、2020年10月26日。
https://finance.sina.com.cn/money/bank/bank_yhfg/2020-10-26/doc-iiznezxr8062611.shtml

²⁴ 中島真志、前掲書、264ページ。

²⁵ 中国科技大学の楊曉晨研究員と中国社会科学院の張明研究員の論文によると、CBDCに関する人民銀の特許には、金融政策への活用を想定したものが含まれる。人民銀が金融機関に対してCBDCを発行する際に、①まず未発効のCBDC（＝発行枠のようなもの）を供与、②金融機関は融資等に際してCBDCの発効を人民銀に申請、③人民銀は経済状況や金融市場の動向・融資先などの条件に応じて審査、④申請条件が人民銀の要求を満たせば、対応する金額のCBDCを発効させて融資が実行されるといった方法が検討されているもようである。これにより「金融政策の決定を、最終ユーザーに資金が投入される時点に遅らすことになり、（中略）金融政策の実施に全く新しい考え方を提供する」と指摘している。ただし同論文も指摘するように、この場合はデジタル人民元が「現金の代替」という基本的な位置付けを超えて、銀行預金を含むM2の領域に入ることから、このような政策ツールが活用される可能性は短期的には小さい。楊曉晨、張明「央行数字貨幣的五個“能”与“不能”」、2020年4月。<https://finance.sina.com.cn/blockchain/roll/2020-04-29/doc-iirczymi8965102.shtml>

5. 国際的な影響にかかわる議論

人民銀当局者が言及するデジタル人民元発行の目的（利点）のうち、国際的な観点には「通貨主権の擁護」と「人民元の国際化」がある（図表4参照）。

通貨主権の擁護については、範副総裁の論文は「デジタル人民元を（人民銀が）中心的に管理することは、暗号資産や世界的なステーブル・コインの侵入を食い止め、デジタル時代の通貨発行権が奪われることを防ぐのに有利」と指摘している。人民銀は、米フェイスブックの「リブラ構想」が2019年6月に浮上した後に、デジタル人民元発行に向けた取り組みを加速したとみられている。人民銀がコントロールしにくい海外のデジタル通貨が中国に流入する事態に備えることも、デジタル人民元導入の目的の一つと整理される。

人民元の国際化については、範副総裁の2018年の論文と穆所長の2019年8月の講演で言及しており²⁶、デジタル人民元を将来的に人民元国際化に活用したいという人民銀当局者の問題意識を反映していると考えられる。一方、デジタル人民元は中国国内の小口決済での利用を想定しており、大口決済への利用は制限する見通しであることから²⁷、当面は貿易決済などに利用される可能性は低い。さらに中国が厳しい資本規制を維持していることから、「デジタル人民元と人民元国際化に直接関係はない」（中国ジャーナリスト）との見方が一般的である。中国は米中摩擦激化などを背景に、人民元国際化に向けた取り組みを強めているが、今のところデジタル人民元と人民元国際化を関連付けて論じる段階ではなさそうである。

人民銀当局者の論文や講演では言及されていないが、国際的な観点からのデジタル人民元導入の目的として、「中国はCBDCそのものというより、そこで使われている技術について（国際的な）標準を取りに行こうとしている」（在中国の日系金融機関）、「中国がCBDCの技術や仕組みを他国に輸出することはあり得る」（在中国の日系シンクタンク）といった指摘がある。英紙フィナンシャル・タイムズの報道（2020年2月12日）によると、人民銀はデジタル通貨の発行に関連し、国内で84件の特許を取得している²⁸。人民銀は、CBDCに関する技術的な優位を確立した上で、将来的にCBDC導入を検討する他の新興国にデジタル人民元の仕組み・技術を供与することなども視野に入れていると想定される。

6. 今後の展望と注目点：中国モデルの普遍性と特殊性

デジタル人民元は、北京冬季五輪が開幕する2022年2月を一つの目途に、地域限定的な試験利用が進む見込みである。一方、デジタル人民元については「あくまでも補助通貨であり、場所を区切って5都市などで試験利用することが当面のゴール。どんどん拡大させることはない」（在中国の日系金融機関）、「既存

²⁶ これらの論文・講演では、デジタル人民元が「（銀行）口座への緩やかな紐付け」という特徴を持ち、「取引のプロセスでの銀行口座への依存を大きく下げることができ（＝銀行口座を介さずに受け渡しが可能になり）、現金と同様に流通させやすくなる」ことから、「人民元の流通と国際化に有利」と述べている。

²⁷ 穆所長は2019年8月の講演で「CBDCが小額リテール決済に用いられるようにし、預金流出効果を生じさせないため（中略）ウォレットの異なる等級に基づき取引限度や残高限度を設定することができる」と指摘している。

²⁸ Hannah Murphy, Yuan Yang, “Patents reveal extent of China’s digital currency plans” (2020, Feb 12), Financial Times.

のモバイル決済のバックアップとして、金融システムの中で補助的な役割を果たすにとどまる。中国政府は現金をなくすつもりもなければ、デジタル人民元の強制的な使用を求めることもない」（中国民間シンクタンク）との指摘があり、デジタル人民元導入で短期的に中国のリテール決済動向が大きく変わるとの見方は多くないようである²⁹。

にもかかわらず、今後もデジタル人民元の動向を注視することは二つの理由から重要である。

第1に、国内的には、デジタル人民元は、制度設計次第では中国のモバイル決済市場の競争構造や民間決済会社の収益構造を変化させ得るためである。範副総裁の2020年の論文では、大手国有商銀がデジタル人民元の兌換業務やウォレット開設などの「公共財」の提供の役割を担うことに対し、人民銀が関連コストを負担することを示唆している。こうした人民銀の支援を背景に、デジタル人民元の決済手数料が無料となれば民間決済会社も手数料の無料化や関連サービス費用の引き下げに踏み切らざるを得なくなることも想定される。「大手国有商銀に有利、民間決済会社に不利」な制度設計になれば、他国なら民業圧迫と批判されかねないが、国家主導の経済体制の中国では、このような制度設計となる可能性もある。

第2に、国際的には、デジタル人民元が技術的課題を克服し、決済の安全性・利便性向上や金融包摂など新興国が広く抱える課題に有用と認められれば、中国モデルのCBDCがリープフロッグ（蛙飛び）的に他の新興国に普及する可能性も想定されるためである。国際決済銀行（BIS）が2020年1月に公表したレポートによると、世界66カ国・地域の中央銀行を対象とした調査で、一般利用（リテール）型CBDC発行を「中期的（6年以内）に発行する見込み」との回答比率が20%（約13～14カ国）となり、うち新興国が9割（約11～12カ国）を占めた³⁰。中国が、他の新興国にも応用可能なCBDCの仕組み・技術を確立すれば、今後、新興国を中心にCBDC導入に向けた検討が進むとみられるなかで、中国が国際的な主導権を握る可能性も想定される。

一方、技術的な優位だけで中国モデルのCBDCが他の新興国に受け入れられるわけではない。デジタル人民元が中国国内である程度普及するとしても、プライバシー保護や国有セクター重視といった問題で、中国が国家主導の経済体制だからこそ可能な側面も少なくないと考えられる。また米中が金融面や技術面で対立を深めるなか、中国モデルのCBDCを導入すれば、米国との関係を悪化させるリスクも想定される。デジタル人民元の仕組み・技術の国際的な受容性をめぐる問題は、中国モデルの普遍性と特殊性という問題を考える上で、興味深い材料になると考えられる。

²⁹ 中国政府もデジタル人民元導入は技術的課題の対応を含め慎重に進めるとみられ、「第14次5カ年計画（2021～25年）でデジタル経済推進の一環で言及される可能性はあるが、定量目標でなく、定性的な記述となる」（中国政府系シンクタンク）との見方がある。

³⁰ Bank For International Settlements (BIS), “Impending arrival – a sequel to the survey on central bank digital currency” (January 2020), BIS Papers No 107, pp. 7-8.

当レポートに掲載されているあらゆる内容は無断転載・複製を禁じます。当レポートは信頼できるとされる情報ソースから入手した情報・データに基づき作成していますが、当社はその正確性、完全性、信頼性等を保証するものではありません。当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社及び三井物産グループの統一した見解を示すものではありません。また、当レポートのご利用により、直接的あるいは間接的な不利益・損害が発生したとしても、当社及び三井物産グループは一切責任を負いません。レポートに掲載された内容は予告なしに変更することがあります。